

福岡女学院看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2020(令和2)年度大学評価の結果、福岡女学院看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2021(令和3)年4月1日から2028(令和10)年3月31日までとする。

II 総評

福岡女学院看護大学は、福岡女学院の建学の理念「キリスト教の精神に基づいた女子教育」に沿い、看護・医療の場で活躍する人材育成のために、2008（平成20）年に設立された大学である。教育理念を「キリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備え、ヒューマンケアリングを実践できる人材を育成し、社会に貢献する事」、目的を「キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野の専門知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成すること」と定めている。2021（令和3）年度までを期間とする中期計画を策定し、これを具体化したロードマップをもとに運営している。

内部質保証システムについては、各教員・職員・学生が関わる授業レベル、各種委員会、「自己点検・評価委員会」、教授会が関わる教育プログラムレベル、学長と「運営会議」が関わる大学レベルの3つの階層が有機的に結びついて点検・評価に基づく改善・向上をたえず行う体制を構築している。また、2019（令和元）年度からは「IR推進委員会」を設立し、同委員会がデータの分析や課題の抽出を行うことで教育プログラムレベルと大学レベルの質保証サイクルとの連関を強める仕組みとなっている。しかし、「運営会議」をはじめとする、内部質保証に大きな役割を果たす組織の権限と役割を規程等に適切に定めているとはいいがたいため、改善が求められる。

教育プログラムは、教育理念や関係法令に則り、科目配置を体系的に編成し、順序性に配慮したカリキュラムを編成している。学生の学習成果の把握・評価のため、授業評価アンケート及び卒業時評価アンケート並びに卒業生、就職先への意見聴取が行われている。この結果は、教育プログラムレベルで検討したのち、「運営会議」で分析、検討している。

2016（平成28）年度から開始したシミュレーション教育においては、十分な教育が遂行できる専用施設及びシミュレーターを設置するとともに、専任教員を配置した新

たな教員体制を構築した。正課の教育に活用するのみならず、学生のクラブ活動との連動、地域の病院への開放、現職看護師の教育へと広がりを見せており、特徴的で効果的な教育手法であるといえる。さらに、シミュレーション教育の教材として専門基礎科目から専門科目まで共通活用できる「ミッションタウン」を開発した。この教材を用いて、仮想住民の健康課題を解決しながら学ぶアクティブラーニングを採り入れることによって、学生の学習意欲の向上、科目理解度の深化などの成果を挙げている。これは特筆できる教育手法であり、高く評価できる。また、2018（平成 30）年度より日本に滞在する外国人の急増から、言語による不利益をなくし、公平で適切な看護が提供できる能力を身につける多言語医療支援コースを開設するとともに、そのカリキュラム開発を行っており、社会的要請に適った取組みとして、その成果が期待される。

内部質保証システムを確実に根付かせ、有効に機能させることを通じて、特徴的・先駆的な教育実践を発展させることで、更なる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

福岡女学院看護大学は、学校法人福岡女学院の建学の理念「キリスト教の精神に基づいた女子教育」に沿い、看護・医療の場で活躍する人を育てるために、2008（平成 20）年に設立された。大学の教育理念を「キリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備え、ヒューマンケアリングを実践できる人材を育成し、社会に貢献する事」、目的を「本学はキリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野の専門知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成すること」と定めている。

これらに基づき、教育目標を「1. 建学理念であるキリスト教の愛の精神に基づき、誠実で豊かな人間性を養う」「2. あらゆる健康レベルにある人々の健康課題を解決する能力を身につけ、エビデンスに基づいた看護を実践できる能力を養う」「3. 保健・医療・福祉・教育等の専門職や住民と連携・協働し、専門性を活かした看護を実践できる基礎的能力を養う」「4. 専門職としてグローバルな視野から看護を探究し、継続して自己研鑽できる能力を養う」と定めている。教育理念と目標は建学の理念との連関があり、個性や特徴を示していることから、適切に定めていると判断できる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の教育理念は学則の規程に基づき、「福岡女学院看護大学学則」の総則（目的）に定めている。

教育理念・目的・教育目標は『大学案内 College Guide』『キャンパスライフ・シラバス』に明示するほか、これらはホームページにも掲載し、適切に教職員及び学生に周知するとともに社会に対して公表している。上記のほか、入学後には学生全員に『福岡女学院 125 年史』を配付し、大学の目的や教育理念・教育目標をわかりやすく周知することに努めている。

ただし、教育理念については、記載媒体によって文言を変えているため、表記の統一を図ることが望まれる。

- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

前回（2013（平成 25）年度）の大学評価結果を踏まえて、2015（平成 27）年度に策定した 2016（平成 28）年度から 2021（令和 3）年度までの中期計画において、「女学院の特性を活かした看護大学のブランド力アップ」を掲げ、「基本事項」「ブランド力アップのための計画」「修学・労働環境整備計画」の 3 つを計画の柱とした取組みを展開している。例えば、「ブランド力アップのための計画」において、多言語医療支援コースの設置や競争資金獲得の増加や大学院の設置に向けた具体的な計画を示している。総合学園という法人全体としての特性を生かしたこの中期計画の実施状況については、多くが達成済みであるか、進行中となっている点は評価できるものの、保健師国家試験合格率の目標や大学部門の独立採算制の施策等については未達成となっていることから、今後の取組みが期待される。

以上より、大学の教育理念・目的を実現するための中期計画を適切に策定し、実行していると評価できる。

2 内部質保証

<概評>

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

教育理念に沿った教育の質の保証・向上を図り、社会に対してその状況を発信するため、内部質保証の取組み方針を、大学の運営方針のなかで定めている。そこでは、内部質保証について、「看護学部の教育・研究・管理運営、社会貢献等に関する活動について、教員及び組織の側面から毎年、自己点検・評価を行い、その評価書を作成する。自己点検・評価結果をもとに次年度以降の教育・研究、管理運営、社会貢献等の計画立案や将来的な方向性を定めるとともに、その改善及び向上に

努めていく」という目的を明文化している。この方針は、教授会で提示されるとともに、全教職員に配付し共有している。また、手続については、直接責任を担う組織（教授会、自己点検・評価委員会等）が主体となり、大学レベル、教育プログラムレベル、授業レベルの内部質保証を行うと定めている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示に関しては適切に実施している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証に係る最終決定機関として内部質保証に責任を負うのは「運営会議」である。同会議は自己点検・評価の最終検証及び学内外への発信を担当するほか、内部質保証システムを俯瞰しシステムの質を向上させる役割を担っている。

教学面に係る内部質保証の実務的な責任組織である「自己点検・評価委員会」は、各種委員会に対し点検評価項目の設定を通達するとともに、各種委員会の自己点検・評価結果を検証し、教授会に審議材料として自己点検・評価報告書を提出し説明することになっている。また、各種委員会が担っている教育研究、管理運営、社会貢献等について定期的かつ客観的にその妥当性を検証し、各種委員会に対して改善方針を提示する役割を担っている。

一方、組織管理・研究・運営面の評価・検証は、「IR推進委員会」のもとで行われることとなっており、さらに内部質保証の機能を高めるために法人のもとに設けられた「学院IR推進室」を窓口として理事会及び評議員会へのデータ提供が行われている。

「自己点検・評価委員会」の組織の権限と役割、また学部の組織との役割分担や連携のあり方については、「福岡女学院看護大学自己点検・評価委員会規程」に定めている。一方、「福岡女学院看護大学運営会議規程」には、運営会議の内部質保証に関わる役割を明記していない。また、「福岡女学院看護大学IR推進委員会規程」には、「IR推進委員会」の内部質保証における役割を明記していない。上記の事実から、内部質保証に大きな役割を果たす組織の権限と役割を規程等に定めていない点に問題があるため、改善が求められる。

「運営会議」の構成員は、学長、副学長、学部長、事務部長、宗教部長、教務部長、学生部長、メディア情報図書センター長、社会連携推進センター長、シミュレーション教育センター長及び「学長が指名した者」と規程に定めており、2016（平成28）年度からは全領域長も参加している。「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価委員長、学部長、宗教部長、メディア情報図書センター長、教務部長、学生部長、事務部長、その他委員長が必要と認めた者からなる。「IR推進委員会」は、副学長、教員若干名、IR担当職員、学務課職員若干名、総務課職員から若干名、その他委員長が必要と認めた者、「IR推進室」は室長、副室長及びIR担当

専門職員で構成している。

以上のように内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していることは認められるが、内部質保証に大きな役割を果たす会議体について、規程等に権限・役割を明文化していないことについては、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針を策定するための全学的な基本方針は、「大学の運営方針」の「基準4教育課程・学習成果」及び「基準5学生の受け入れ」に明示している。その内容は、「福岡女学院創立の精神に則り、『キリスト教精神に基づき、看護・保健医療分野の専門的知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性』を育成するため、教育課程の編成方針ならびに卒業認定・学位授与の方針を定める」また、学生の受け入れ方針については建学の目的及び使命に他の2つの方針を踏まえて定めている。上記の事実から、3つの方針を策定するための全学的な基本方針は適切であると判断できる。

方針に従って、「運営会議」は最高決定機関として教育プログラムレベル及び授業レベルでの点検・評価結果の報告を受け、最終的な検証を行っている。2019（令和元）年度に「IR推進委員会」を設置し、大学レベルの点検・評価の結果は、同委員会を通じて教育プログラムレベルへ伝えられ、さらに「自己点検・評価委員会」を通じて授業レベルへ伝えられる。

3つの方針に沿った教育の実現状況を検証するために、学位授与方針を満たす人材育成が実践できているかを評価の視点とした点検・評価を行っている。その到達度の評価は各担当の委員会及び「自己点検・評価委員会」が行い、教授会及び「運営会議」で報告し改善策を答申する仕組みになっている。上記のように、内部質保証の取組みは方針と手続に従っており、全学内部質保証推進組織である「運営会議」が、各学部・研究科による3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスを運営・支援している。

教育プログラムレベルにおいては、事業計画に基づいて、各委員会の定性的目標及び定量的目標である「ビジョン・ミッション・目標」を作成することにより、1年間の実施方針・実施結果と、それらに対する評価及び今後の課題を報告できるようにし、この報告を「自己点検・評価委員会」で評価して今後の課題と有効な対策等を検討することでPDCAサイクルが機能するようにした。ただし、事業とそのチェック・リストとが一致していないので整理することが望ましい。今後、「ビジョン・ミッション・目標」を活用した「事業計画」の自己点検・評価をより適切に実施し、より有効な内部質保証システムとすることが期待される。

これら点検・評価の客観性、妥当性を高めるため、学生からの評価や学内外の第

三者からの評価を導入している。大学レベルでの点検・評価結果（最終的な自己点検・評価結果）については、「IR推進委員会」を通じて「学院IR推進室」に伝えられて学院評価を受けるほか、福岡女学院理事会、評議員会及び「学院アドバイザー会議」でも教育実践状況について評価を受けている。さらに、学外からは、古賀市や臨地実習指導者との連携協議会等による評価を受けており、これら評価結果を教授会、スタッフミーティング、「運営会議」などで報告し、教職員間で共有する仕組みとしている。ただし、古賀市からの評価は、古賀市と福岡女学院看護大学との包括的連携に関する協定書に基づいており、今後大学評価（認証評価）に沿う外部評価となるよう望まれる。

授業レベルのPDCAサイクルでは、各教員が学生の授業評価アンケート結果を受けて、授業改善につなげている。また、現在、各教員の教育力向上のためティーチング・ポートフォリオの作成を予定しており、教員個人が自分の教育実践を評価し改善に努めることが期待される。

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合の対応としては、まず学長に報告を行い、学長は教育プログラムを担う担当委員会に指摘事項への対応を指示するほか、指摘事項によっては大学レベルの「運営会議」において協議を行い、その結果を教授会に報告する流れになっている。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは概ね有効に機能している。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

社会に対する説明責任を果たすために、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等をホームページに公表している。

その他、国家試験合格率や就職内定率、学びの特徴である「チャペル礼拝」や「シミュレーション教育センター」の活動、海外英語・看護研修制度、臨地実習施設情報や実習体験レポートなどの実習環境、クラブ・サークル紹介や学生が自慢したい内容、入試関連情報、ハラスメント防止に関する取組みなどをホームページ『大学案内 College Guide』『キャンパスライフ・シラバス』オープンキャンパスなどで公表している。情報の正確性及び信頼性の客観的な確認にも努めている。さらに、ホームページや紙媒体に加え、大学の理念・目的、特色、外部からの評価を毎年1枚のパネル（「福岡女学院看護大学とは」）にまとめて大学の玄関に掲示することにより情報発信している。

以上のことから、社会に対して説明責任を果たすための情報の公表については適切に実施している。ただし、ホームページ上に教員紹介ページを用意してはいるものの、多くの項目で「準備中」のままとなっている教員が散見されるため、改善

が望まれる。

- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「学院 I R 推進室」及び「I R 推進委員会」が、大学の内部質保証への取り組み状況について協議し報告をまとめ、常任理事会及び「運営会議」に提出し、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結び付けている。また、「運営会議」では内部質保証システムのイメージ図について、定期的に点検を行い、改訂を繰り返し現在の内部質保証システムの構築に至っている。

以上のことから、内部質保証システムの適切性についての点検・評価結果に基づき、内部質保証システムの改善・向上に向けた取組みを適切に実施している。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証についての最終決定機関である「運営会議」や、組織管理・研究・運営面の評価・検証を行う「I R 推進委員会」について、内部質保証に係る権限・役割を規程等において明記していないことから、内部質保証に大きな役割を果たす組織の権限と役割を適切に定めるよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学が掲げる教育理念と教育目的に基づき看護学部看護学科を設置している。その他の組織としては、教育理念を具現化するための4つの教育目標に基づき「宗教部委員会」「メディア情報図書センター」「社会連携推進センター」「シミュレーション教育センター」を設置している。このうち、「宗教部委員会」は「建学理念であるキリスト教の愛の精神に基づき、誠実で豊かな人間性を養う」という教育目標を実現・継続するために開学と同時に組織化したものである。また、大学の「中期目標」に基づき、看護領域の新設（「シミュレーション教育学領域」）・改編（領域の分割）を行っている。以上、看護学科及びその他の組織は、いずれも明確な大学の理念・目標に基づくとともに社会環境の変化に対応して設置しており適切な教育研究組織の編制となっている。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、5つの視点「理念・目的に沿った学生が育成されているか」「理念・目的に沿った教育が社会に伝わっているか」「教員の教学力は向上しているか」「教員の研究力は向上しているか」「ブランド力の向上や社会のニーズに対応できているか」から各組織で実施しているが、これらの視点から行われる点検・評価の結果に対し、「運営会議」が最終的な責任を負っている。なお、教育研究組織の適切性を2019（令和元）年度からは、「学院 I R 推進室」及び大学の「I R 推進委員会」によって点検・評価する仕組みを新たに導入したところであり今後の適切な運用が期待される。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育理念、教育目的に基づき、4つの教育目標を定め、これらに基づき「キリスト教の愛の精神に基づき『その人をその人として大切にすること』を身につけた人」等の6項目を学位授与方針に定めている。学位授与方針は、ホームページに掲載し、社会に公表するとともに、『キャンパスライフ・シラバス』にも掲載することで在学生に対する周知を図っており、適切である。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針に定めた能力等を身につけさせるため、教育課程の編成・実施方針に、「キリスト教に基づく豊かな人間性を持った看護専門職者を育成」「ヒューマンケアリングの実践者として、倫理観、コミュニケーション能力、看護実践能力を育成・強化」「さまざまな科目にシミュレーション教育を導入」等を定めている。教育課程の編成・実施方針は、ホームページに掲載し社会に公表するとともに、『キャンパスライフ・シラバス』にも明記するなど、在学生に対する周知も図っており適切である。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針と保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、カリキュラムを編成し、授業科目を開設している。2018（平成30）年度以降の入学学生を対象とした新カリキュラムにおいて、入学前課題の導入、専門基礎分野の学習につながる基礎分野の見直しを行い、高等教育への円滑な移行を図っている。カリキュラムツリー及びナンバリング制度を導入し、シラバス内に科目間とのつながりを明記することで、科目配置の順次制・体系性に配慮したカリキュラムを編成している。特に、『キャンパスライフ・シラバス』においてカリキュラムツリーに加

え、病態・疾病論進度表を用いることで、学生のみならず、教員にとって他の専門分野の進度とのつながりをわかりやすく示している。

新カリキュラムでは、実践的医療英語科目等の充実のために多言語医療支援コースを新設したほか、2016（平成28）年度から開始したシミュレーション教育は、1年次から4年次まで全学生が活用している。このシミュレーション教育について、学生の学習姿勢や実践力向上に関する教育効果の評価方法は検討中であるものの、専門的な知識・技術・態度の統合を図るとともに主体的な学習姿勢を育成する機会になっている。

新カリキュラムの導入にあたり、過年度学生の学習及び科目履修に不利益が生じないように、卒業判定までの流れを図示し工夫している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

教育課程の編成・実施方針に基づいて、講義・演習・実習、そして「チャペル礼拝」や「ミッションウィーク」といったさまざまな教育方法を展開している。

例えば、特色ある教育の1つである「チャペル礼拝」は、学生の声を聴き、よりよい学びの時間となるようにさまざまな分野から招いたゲストスピーカーによるチャペルトークを組み入れるなどの工夫を行っている。

学位授与方針に定めた学習成果を達成するために、少人数グループの学習、能動的学習形態の授業科目を積極的に導入している。特に、「シミュレーション教育センター」の活用やeラーニング教材「ミッションタウン」の導入により、看護職になるために必要な知識・技術を仮想住民の健康課題を解決しながら学ぶアクティブラーニングを採り入れた特徴ある教育を行っている。eラーニング教材「ミッションタウン」は、発達課題を検討できる新生児から高齢者までの仮想住民が盛り込まれた、質の高いICT教育教材である。仮想地域にはスーパーや市役所なども設定している。市役所の統計課には、仮想住民に関する様々なデータを導入し、このデータを保健統計学の授業で活用することにより、統計学的思考をもった看護職育成にも力を入れている。看護職になるために必要な知識・技術を学ぶ教材として、独自性があり、学生の満足度も高く有意な成果が見られており、高く評価できる。

実習科目では、実習の母体病院をもたない看護大学ではあるが、県内すべての国立病院機構や大学病院などの協力を得て、1グループ5名程度の少人数グループで実習配置を編制し、1～2グループにつき教員1名が実習指導に当たるなど、学生数に配慮した適切な授業運営を行っている。

1授業当たりの学生数については、各看護学領域の援助論演習において、100名の一斉授業やA・Bの2クラスに分かれた授業、少人数制のグループワーク学習を柔軟に組み合わせるなど、授業の目的に合わせて、学習の活性化と教育効果に考慮して工夫している。語学教育は、習熟度別にクラス分けを行い、少人数で授業を行

う取組みを適切に行っている。

単位の実質化を図るため、卒業要件単位数を学則等に明示したうえで、新カリキュラムにおいて履修規程を変更し、1年間に履修登録できる単位数の上限を定め、履修要件を設けるなどの措置を講じている。

教育内容の質を担保する目的で、シラバス作成に当たっては、シラバス作成要領を作成し、教務部委員会において担当者を選定し第三者チェックを実施している点は評価できる。しかし、複数の方法で成績評価をしていながら、成績評価の配分割合を記載していない科目が見受けられることから、改善が望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価、単位認定、既修得単位の認定については、学則に定め、進級要件等は『キャンパスライフ・シラバス』に明記している。複数の教員によるウェブでの成績入力や成績評価報告書の確認を複数の教員で行うとともに、学生からの不服申し立て期間を設置するなど、厳正かつ適正な成績評価及び単位認定を行うための整備をしている。

学士（看護学）の学位授与にあたっては、卒業要件を定め、卒業判定会議を開催し、学則に則り、教授会、「運営会議」の議を経て、卒業判定を行うといったプロセスにより、卒業認定の客観性、厳格性、適切性を担保している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に明示した学習成果を測定するため、国家試験合格率、就職内定率、看護技術ポートフォリオ、授業評価アンケート、卒業時アンケートなど多側面からの評価を行っている。また、多言語医療支援コース履修者の学習成果の評価のため、外部試験を導入する計画となっている。なお、教育内容として強化している「看護の実践力」についても何らかの客観的指標による学習成果の評価を導入することが望まれる。

学習成果を測定するにあたり、「自己点検・評価委員会」と「IR推進委員会」が協力して、卒業生への調査、学長・学部長による就職先の組織長への意見聴取を実施するほか、看護英語試験の導入について教授会と「運営会議」で議論を行い、決定するなど、内部質保証システムを機能させながら全学的に取り組んでいると評価できるが、今後の検討課題となっている学習成果の測定指標の速やかな検討と設定に期待したい。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価については、「自己点検・評価委

員会」が担い、また、「IR推進委員会」と「学院IR推進室」との連携のもと、教育課程及びその内容・方法の改善・向上への取組みを適切に行っている。

教育課程及びその内容、方法の改善・向上の成果として、過密カリキュラムの改善を図るために新カリキュラムを作成し、主体的学習習慣の育成のために全領域横断型のシミュレーション教育などのアクティブラーニングを積極的に導入し、グローバルな看護職者を輩出するために多言語医療支援コースを新設するなどの取組みを行っている。

学習成果を把握・評価した結果は、教務部委員会、教授会、「運営会議」で報告し、さらなる教育内容・方法の改善・向上に向け取り組んでいる。

<提言>

長所

- 1) 全看護領域の教員がシナリオ開発に関与した e ラーニング教材「ミッションタウン」は、新生児から高齢者までの仮想住民が学年の進度に合わせて成長していき、それぞれの課題をアクティブラーニングで学べる独自の ICT 教育教材であり、学生の学習意欲の向上にも役立っている。さらに、仮想地域の中に仮想住民に関する様々なデータを蓄積する市役所を置き、このデータを保健統計学の授業において活用することにより、統計学的思考をもった看護職育成にも力を入れている。看護職になるために必要な知識・技術について現場（実践）をイメージしながら効果的に学ぶことができることから学生の満足度も高く、統計学の興味・関心の向上にも役立っていることから、質の高い教育の実践につながっていると評価できる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針は「入学者受け入れ方針」として、2014（平成 26）年度に作成し、2018（平成 30）年度のカリキュラム改正とともに改訂している。大学の建学の目的及び使命を重要な要素として作成しており、求める学生として「1. 自分と他者を大切にできる人」「2. 他者の悩みや苦しみに共感できる人」「3. 主体的に物事を探求しようとする意欲がある人」「4. 人々の健康や生活に関心がある人」「5. 看護学を学ぶための基礎的学力を備えている人」と定めている。しかし、この「入学者受け入れ方針」においては、入学希望者に求める水準等の判定方法を明確に示していないため、内容の充実を図ることが望まれる。「入学者受け入れ方針」はホームページで公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、入試説明会、オープンキャンパス、進学相談会、出張講義、高等学校訪問、大学の見学の受け入れなど多様な募集活動を実施している。また、入学者選抜は、推薦入試、一般入学試験、大学入試センター試験利用入試（前期日程及び後期日程）、特別入学試験（社会人、Ⅰ期及びⅡ期）を設けており、これらを『入学試験要項』及びホームページに公表している。また学生生徒等納付金等の納付金及び学内外の奨学金については、ホームページに掲載している。

入学者選抜の運営体制は、学長を委員長とする「入試広報委員会」において受け入れ方針、入試種別、入試判定基準、入試日程、入試実施要領等を審議している。合否判定は、2015（平成 27）年度から「入試広報委員会」「入試審議会」、教授会の審議を経て「運営会議」において決定している。入試選抜の最終責任部署は「運営会議」であり、責任者は「運営会議」の長である学長となっており、学長は合否判定結果を受けて入学許可者を決定している。また、入学選抜の公正を期すため、選択入試科目の作成に当たっては科目間の差異を軽減するために作問担当者間で検討を行うとともに面接試験では面接試験官の点数の偏りを減じる対応を行っている。前年度の入学者数（推薦入学、一般入学、大学入試センター試験入学及び社会人入学）及び入学試験の成績（合格者の最高点、最低点及び平均点）については、入学試験要項に公表しており、試験及び選抜を適切に実施している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

大学の入学定員及び収容定員は、学則に定められている。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率を管理している。以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると認められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性については、「入試広報委員会」を中心に、毎年度入試の総括を行っている。具体的には、看護大学の新設情報や中等教育機関での聞き取り調査、メディア情報、18 歳人口の変化などから予想応募者数などを割り出し、次年度のオープンキャンパスの日程や内容、入試日程、入試実施方法などの検討を行っている。また応募者の出身地の解析などから合格者の歩留まり率を推測し適切な定員管理に努めている。

改善・向上に向けた取り組みとしては、中期計画（2016（平成 28）年度～2021（令

和3)年度)の柱とされたブランド力アップ計画に基づいて高校訪問の方法や推薦校の選抜方法の見直しや「高校・看護大学連携教育」など複数の対応を行っている。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学が求める教員像は、2018(平成30)年に作成した「教員・教員組織の運営方針」のなかで「キリスト教を理解し受け入れることができる人」「看護学の確立と発展を目指し、研究能力を発揮できる人」等を設定している。教員組織の編制に関する方針は、学部教育の教員編制方針として「教員組織はカリキュラム編成に則り、その区分に従って領域を編制する」等を設定しており、そのほかにも、研究における教員編制方針、管理・運営の教員編制方針を明示している。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については適切に明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

全学の専任教員数は、大学設置基準上必要な数を満たしている。教育課程の大区分である「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「総合分野」の必修科目は、「専門基礎分野」を除き専任教員が科目責任者となり複数で担当している。なお、専任教員が科目責任者でない「専門基礎分野」の科目については提携可能な外部の病院の医師を中心に臨床教員として科目責任者の依頼を行っている。看護学科は、8領域で構成しており、各領域は教授1名、准教授又は講師1名、助教又は助手1名の専任教員を基本配置としている。臨床実習補助者の導入などの取組みにより、教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げる上で十分であると判断できる。

専任教員の男女人数比は、看護・看護教育の実情から女性教員の割合が多くなっている。年齢構成に関しては、前回(2013(平成25)年度)の大学評価において一部に偏りがあることが指摘されており、依然としてやや偏りが見られる。大学自身、看護系大学・学部の増加により質の高い教員の確保が困難になることを課題として認識していることから、年齢構成の偏りについても、今後、中・長期的な人事計画の策定等を通じて、その解消に取り組むことが望まれる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用・昇任は、学長を委員長とする「福岡女学院看護大学教員選考委員会」

で審議が行われている。教員の採用については、「福岡女学院看護大学教員の採用に関する規程」に則して、学院人事委員会にて事前協議を行ったうえで公募し、福岡女学院看護大学教員選考委員会が「福岡女学院看護大学教員選考基準」「福岡女学院看護大学教員選考基準実施要領」に基づき審査・面接を行い、看護大学人事委員会及び「運営会議」に諮り、結果を教授会に報告している。「運営会議」で採用が承認された場合、学長は理事長にそれを諮り承認を受けている。教員の昇任は「福岡女学院看護大学教員の昇任に関する規程」に基づき、自薦・他薦にて学長に申請し、学長はこれを受けて、福岡女学院看護大学教員選考委員会を開催し「福岡女学院看護大学教員選考基準」「福岡女学院看護大学教員選考基準実施要領」に則り審査を行っている。そして、学長は審査結果を看護大学人事委員会及び「運営会議」に諮り、両会議体の審議の結果を受けて昇任候補を理事長に推薦し承認を受けている。以上、教員の募集、採用、昇任は、諸規程に沿って適切に実施している。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動は、「FD委員会」が中心となり、委員会の目的である「教員の教育内容・方法の改善・向上を目指し、組織的に取り組むこと」に則って全体的な計画を立て、研修等を実施している。また、建学の理念である「キリスト教の精神に基づいた女子教育」について毎年研修会を開催しキリスト教の基礎理念の学びを深めている。教員の教学的資質の向上に関しては、「FD委員会」が教員のニーズを反映し研修項目を募集しながら、毎年複数回のFD研修会を実施し、その向上を図っている。FD研修会において「科学研究費のとり方」についての研修を実施し、全教員に科学研究費補助金の申請を義務付けたことにより2019（令和元）年度は多くの専任教員が同補助金の申請を行い、獲得者数も上昇している。加えて、「FD委員会」主催の研修会のみならず、シミュレーション教育センター研修会、アドバイザー研修会を始め、各種委員会主催の研修会も開催し、教員の資質向上に繋げている。

研修会後は、アンケートを行い、その結果の分析を通じて各研修会の評価を実施することにより次回研修会のプランに生かしている。また、アンケートの結果において研究環境に対する要望があったことから共同研究室を設置するなど、FD研修のアンケート結果を研修会の改善以外にも役立てている。

授業改善に関するFDについては、毎年度、前期・後期の授業終了時に学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善、活性化を図っている。2019（令和元）年度からは、「自己点検・評価委員会」の新たな方針により、教員自身の授業に対する自己評価を、「自己点検・評価委員会」に提出し、その結果を教授会で情報共有することにより全学的な授業改善に繋げている。

そのほか、前回（2013（平成 25）年度）の大学評価で指摘されていた教員の教育研究業績に対する人事考課についての指摘への対応策として、2017（平成 29）年に「福岡女学院看護大学教員業績評価に関する内規」を制定している。以上、FD 活動は効果的に実施しており、その成果が認められる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、年度末にカリキュラム内容、教員の担当科目、学生の授業評価、各領域からの情報を人事委員会が点検・評価し、「運営会議」にて検討を行っている。また、各委員会が「ビジョン・ミッション・目標」に従って点検・評価し、その結果を年度末に「自己点検・評価委員会」に提出し、同委員会が「スタッフ・ミーティング」及び教授会に点検・評価結果を提示している。これらの点検・評価から、2017（平成 29）年度には、高齢化社会に対応する必要性から「成人・老年」領域を「成人看護学」と「老年看護学」領域に分割し、さらに学生のアクティブラーニングを推進・向上させるために「シミュレーション教育学」領域を新設している。また 2018（平成 30）年度より開設した多言語医療支援コースに対応するために、教員の昇任及び採用を実施している。以上、教員組織の適切性の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みは、組織的に行われているといえる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

2018（平成 30）年度に、「自己点検・評価委員会」「運営会議」、教授会、各種委員会の審議を経て、大学の運営方針を策定している。そのうち、学生支援については、「学生が修学に専念し安定した学生生活を送ることで、主体的に学ぶ姿勢と人間的成長を涵養すること」を目的に、「学修支援」「生活支援」「進路支援」の 3 つの支援からなる学生支援に関する方針を定めている。

方針においては、3 つの支援に関してそれぞれ具体的な支援策を明示している。例えば、学習支援の具体的な支援策に関しては「①アドバイザーによる相談体制の整備②留年者・休学者・学習活動困難者・欠席がちな学生への早期対応のための運営会議での情報共有と検討③学習環境や課外活動の活性化に向けた環境整備④奨学金制度の充実⑤障がい学生への支援体制の整備⑥国際交流の促進と多文化理解への支援である」と定めており、実施後の適切性や有効性を検証することができる十分な内容の方針であると評価できる。

学生支援に関する方針は、「自己点検・評価委員会」が内部質保証イメージ図とともに説明文を付けて全教職員に配付し、共有化を図っている。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学支援、進路支援は、学生が気軽に相談できる仕組みとしてアドバイザー制度を導入し、前期と後期に最低1回、学生と面談する機会を設けている。加えて、「アドバイザー会議」を年に1回開催し、専門家による講演やグループワークを通して対応の在り方を検討することで、教職員の学生支援に対する資質向上を図っている。

生活指導や経済的支援、合理的配慮への対応窓口は学務課が担い、心身の健康相談・指導や必要時のカウンセラー、校医、外部の医療機関、学院の臨床心理センターとの連携・調整は保健室が担っている。修学上の課題のある学生については、学生部委員会や実習担当者会議（教務部委員会）に報告し、情報を共有する仕組みを設けている。

学生の自主的な学習を促進するための支援として、「シミュレーション教育センター」が年数回、AHA（America Heart Association）認定BLS（Basic Life Support）コースを開催し、BLSプロバイダーコース国際ライセンスの取得を支援して学生の看護実践力の向上を図る取組みを行っている。

障がいのある学生への修学支援は、2016（平成28）年度に「障がい学生支援に関するガイドライン」を作成して、適切に対応している。2018（平成30）年度には合理的配慮の申請窓口や書式などを作成してフローチャート形式にまとめ、教職員が統一して対応できる体制を整備した。

留年者に対しては、アドバイザーと教務部が連携して課題解決に向けた対応を保護者を含めて行い、退学希望者については、アドバイザーと学生部長、学部長が、学生及び保護者との面談を通じて、希望に沿った進路に進めるよう助言と支援を適切に実施している。

経済的支援については、大学独自の奨学金制度等を設け適切に設定している。

学生の心身の健康は、保健室の看護師、校医、カウンセラーが連携して、健康指導を行っている。カウンセリングについては、学生用の別室を設けるとともに、「こころの相談」からメールにより申し込みができる相談システムを構築している。

ハラスメントについては、ハラスメント対策委員会を設置して、「福岡女学院看護大学におけるハラスメントの防止・対策に関する規程」と「福岡女学院看護大学ハラスメント対策委員会に関する規程」を定めている。教職員と学生に対するハラスメント防止のためのリーフレットを作成するとともに、教職員へはハラスメント防止に関する研修会を、学生には全学年を対象に新学期のガイダンスにてハラ

スメントの説明を行っている。

学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）は、早期にキャリア形成ができるように、1・2年次生を対象に実施している。

進路支援については、就職オリエンテーションの実施や「進路ガイドブック」を作成しており、進路登録・報告カードを基に、アドバイザーや進路担当者が支援や助言をしている。また、小論文対策講座や面接対策講座等を実施するとともに、希望者には個別の指導が受けられる体制を構築している。

クラブ活動が低迷している現状を打開するため、2015（平成 27）年にクラブ部長会議を開催し、課題を明らかにして対策を講じている。新たに体育館を備えた多目的ホールを 2019（令和元）年に竣工し、クラブ活動の活性化を図っている。

また、学生のニーズを継続的に把握する仕組みとして、学友会（学生自治組織）と大学側との懇談会を開催しており、学長が直接学生の意見を聴取することができ、大学運営に反映するうえで有効な取組みと評価できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生支援に関するプログラムレベルの点検・評価は、学生部委員会、教務部委員会、ハラスメント対策委員会が役割分担し、各委員会が毎月の活動を教授会に報告のうえ審議することを通じて、継続的に実施している。また各委員会は、「ビジョン・ミッション・目標」をもとに、1年間の活動結果を報告書にまとめている。「自己点検・評価委員会」は、この報告書に基づき点検・評価を行い、評価結果を適切にフィードバックしている。

点検・評価に基づく改善・向上に向けた取組みの具体的な成果として、障がい学生のガイドラインの作成、合理的配慮に向けた支援体制の構築、全教職員が学生の修学状況を継続的に把握・共有するためのアドバイザー制度の整備等があげられる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究環境の整備に関する方針」を 2018（平成 30）年度に策定している。この中で、教育の理念や建学の目的及び使命の実現を目指し、教育研究の質及び学術研究体制の十分な機能を保証するため、具体的に、「施設・設備」「図書館・学術情報サービス提供」「ICT環境」「教育研究環境」についての方針を明示している。この方針は、全教職員に配付するなどして共有している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針の明示を適切に実施している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は、それぞれ大学設置基準を上回っている。キャンパス内は「オリーブ基金」によるオリーブの植樹等を通じ緑化を進めており、教職員が自然に親しみやすい環境を整備している。

2016（平成28）年度に完成した九州初となる看護に特化した「シミュレーション教育センター」は、シミュレーションルーム4室、コントロールルーム2室等を有し、最新のシミュレーション・情報通信技術設備・機器を導入することにより、医療現場を忠実に再現したシミュレーション教育の展開を可能とする将来の看護教育の方向性をリードする先端的教育施設である。各領域がこの施設を利用して、アクティブラーニングであるシミュレーション教育を積極的に採り入れることにより、教授法の改善や学生の実践能力の向上を目指している。またこの施設は「開放型教育施設」として、他の教育・研究機関に開放しており、当初より他の大学や病院施設との教育連携会議を設置し、シミュレーション教育実施教員の育成セミナーなどを開催している。訪問者は、他施設の教員、看護師、学生にとどまらず、医療系大学へ進学希望する中学生、高校生とその保護者さらには地元市民など多岐にわたっており間接的に理念・目的を一般社会へ発信する場となっており、高く評価できる。

2017（平成 29）年度にはタスクトレーニングを中心とした看護演習を行うための実習室が「看護学実習室」となった。2019（令和元）年度には授業や学生の課外活動の利便性向上を図るため、体育館を備えた多目的ホールを新設した。

また、「衛生委員会」を中心に施設・設備の管理や改善のための検討を行っている。産業医の巡視が毎月1回行われ、その結果を「衛生委員会」で共有している。安全・衛生を脅かす状況がある場合には、「衛生委員会」から全教職員及び学生に情報共有や注意喚起をしている。

通信環境の整備については、学内全館が無線LANエリアとなっており、ネットワークを介して、さまざまな情報資源にアクセスすることが可能な状況である。オンライン学習システム等を導入しており、教員及び学生の教育研究に利用されており、一部のシステムは学外からも利用することが可能である。また、無線による応答システムを整備し、講義内での学習内容確認やアンケート調査等で利用している。さらに、ICT教育システムを2018（平成30）年度に更新し、新たな包括的な学事システムを導入している。

移動路には屋根を設けており、雨天時でも移動しやすいように配慮している。ま

た、屋外にはベンチも数台設置し、緑化を進めるなど、学生や教職員が自然と親しむことのできる憩いの場となるような設備を整えつつある。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地、校舎、教育研究活動に必要な施設・設備等を適切に整備していると認められる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

2018（平成 30）年度までは、学生の学習支援のための看護・医療関係基本図書、学生からのリクエスト図書、大学の基本精神であるキリスト教関係資料及び教員の研究推進のための資料を中心に図書資料の整備を行っていたが、2019（令和元）年度からは、「福岡女学院看護大学大学図書館資料収集方針」に沿って図書資料の整備を行っている。また、図書館では全教員の協力を得て、学生の学習や研究、教員の教育研究のための図書を購入したり、各主題分野の入門書・専門書を計画的に収集したりすることで、調和のあるレファレンスコレクションを構築するとともに、資料の出版状況等を把握し、学術書、教養書等の基本資料の選択に配慮している。2014（平成 26）年度より電子ブックの導入を開始し、2015（平成 27）年度には洋雑誌を電子ジャーナルに切り替え、教育研究に資することができている。上記の事実から、学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書その他の学術情報資料を、適切に整備していると判断できる。

また、学修や研究支援のため、図書館に司書資格を有する職員を配置していることに加えて、図書館を含む学術情報サービスのシステム管理及び利用者への提供方法の案内のために、システムに関する資格をもつ事務職員を配置している。

2016（平成 28）年度に図書館を増床し、自己学習室を整備した。閲覧席を拡張し、より多くの学生が文献を閲覧したり、学習したりすることが可能になり、日々の学習や国家試験対策等の学習図書館としての機能を充実させることができた。学生は学外からでも多くの視聴覚資料にアクセスしての学習が可能であるほか、4年次生には、必要な論文を迅速かつ安価に提供できるよう配慮をしている。また、教員からの推薦図書を「おススメ図書」として展示する取組みも行った。このような努力の結果、2014（平成 26）年度から 2019（令和元）年までに、入館者数及び貸出冊数は増加傾向にある。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

2017（平成 29）年に研究推進に関する諸施策を協議・決定し、研究の充実向上

に資することを目的として「研究推進委員会」を設置している。また、研究活動を計画的かつ効率的に推進するための「研究推進室」も同時に設置している。しかしながら、研究に対する基本的な考え方について明文化されたものではなく、「人事委員会」が研究時間の確保等の検討を今後行うとしていることから、着実に実施が望まれる。

教員には学術研究助成のため個人研究費を交付している。領域別に交付される研究費を 2017（平成 29）年度より廃止し、現在は個人研究費のみとなっている。研究費は、将来計画のもと人件費を優先する方針により 2019（令和元）年度より一定額を減額している。一方、「学院活性化推進助成金規程」に基づき、教育研究活動の活性化のため、全学教職員の F D、スタッフ・ディベロップメント（以下「S D」という。）活動やその他の教育研究活動に対して助成を行っており、個人研究費では困難な教育研究活動及び科学研究費補助金獲得のための予備調査などへの支援となっている。これにより、科学研究費補助金申請数と獲得数が増加した。

研究環境については、職位に応じ各職員に研究室を提供しているほか、2016（平成 28）年度より全学共用の共同研究室も整備し、共用パソコン、大型プリンター及びミーティングテーブル一式を設置している。ただし、前回（2013（平成 25）年度）の大学評価で指摘された教員の研究専念時間や研究機会の保障については、検討を重ねているが、十分な改善までには至っていないため、「人事委員会」において、具体的な検討が望まれる。

以上のことから、大学としての研究に対する基本的な考え方は明文化していないものの、教育研究活動を支援する環境や条件の整備及び教育研究活動の促進を概ね適切に行っている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

2017（平成 29）年に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「福岡女学院看護大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」の改定を行った。2018（平成 30）年には「福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程」の改正も行い、公的研究費の管理及び運営における最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進室の設置を明記した。2017（平成 29）年には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の一部改正に伴い、研究倫理委員会規程の全面的改正を行っている。上記の事実から、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程については、適切に定めていると判断できる。

研究倫理 e ラーニング「CITI Japan」の受講を推奨し（2015（平成 27）年度）、日本学術振興会提供の研究倫理 e ラーニングコースの受講及び修了証書の提出（原則 5 年間有効）を専任教員全員に義務付けている（2017（平成 29）年度）。また、

研究倫理審査には、学外共同研究者の研究倫理教育受講証提出を義務付けている。人を対象とする研究を行うに当たっては「研究倫理委員会規程」に基づき、必ず同委員会の研究倫理に関する承認を得ることを義務付けており、研究倫理委員会の運営要領だけではなく、審査体制の体制図を作成している。上記により、研究倫理を遵守した研究活動を推進するための取組みについては、適切であると判断できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

校地・校舎（運営会議）、大学内の教室等教育環境（教務部委員会）、学生生活等に関する施設整備（学生部委員会）、大学内のネットワークやICT設備及び図書館（メディア情報図書センター委員会）、また「シミュレーション教育センター」の運用（シミュレーション教育センター運営委員会）について、それぞれの担当部署が点検・評価を行っている。各委員会での点検・評価結果をもとに、改善が必要なものについての改善案を作成し、「運営会議」の承認を得たのち実行している。その一例として、2019（令和元）年度の多目的ホールの竣工がある。

以上のことから、教育研究等環境の適切性についての定期的な点検・評価、及びその結果をもとにした改善・向上への取組みは適切に行っている。

<提言>

長所

- 1) 2016（平成 28）年度に完成した九州初となる看護に特化した「シミュレーション教育センター」は、シミュレーションルーム 4 室、コントロールルーム 2 室等を有し、最新のシミュレーション・情報通信技術設備・機器を導入することにより、医療現場を忠実に再現したシミュレーション教育の展開を可能とする、将来の看護教育の方向性をリードする先端的教育施設である。各領域がこの施設を利用して、アクティブラーニングを採り入れ、学生の専門的な知識・技術・態度の統合を図るとともに主体的な学習姿勢を育成する機会になっている。またこの施設はキリスト教の精神に基づき、他施設に開放する「開放型教育施設」として、当初より他の大学や病院施設との教育連携会議を設置し、シミュレーション教育実施教員の育成セミナーなどを開催している。訪問者は、他施設の教員、看護師、学生にとどまらず、医療系大学へ進学希望する中学生、高校生とその保護者さらには地元市民など多岐にわたっており一般社会への貢献として評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針を、「大学の理念であるヒューマンケアリングを実践できる看護職者を育成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元することで社会連携・社会貢献を推進していくため方針を定める」としている。具体的な内容として、「キリスト教の精神に基づき、博愛の心をもった看護職者を育成し、もって社会に貢献する」「ヒューマンケアリングを実践し続ける看護職者として、大学・教職員・学生・卒業生は一体となって、組織的持続的に看護活動の発展普及に努める」「大学や医療機関、行政機関、企業、関連組織等とも連携を推進し、地域社会のニーズに答えるための看護研究活動に努める」等の方針を掲げている。

この内容は、教授会を通じた学内での共有に加え、ホームページへの掲載を通じて、社会連携・社会貢献に取り組む姿勢を社会に示しており、適切に公表しているといえる。

- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、2009（平成 21）年に大学が所在する古賀市との連携協定を結び、地域コミュニティ発展に関する事項を取り扱う「古賀市・福岡女学院看護大学連携協議会」を定期的で開催してきた。同協定に基づく公開講座を主宰する「公開講座等委員会」を設置し、2014（平成 26）年には「社会貢献推進委員会」と改め、委員会規程を定めている。また、同年に全学的な地域連携の機能を持つセンターとして「社会連携推進センター」を整備し、2015（平成 27）年には古賀市議会とのパートナーシップ協定を締結し、地方自治体、地域社会等との連携を推進している。さらに、2016（平成 28）年には「古賀市・福岡女学院看護大学連携協議会」に事務部会を設置し、行政担当者のニーズ、大学教職員のニーズをボトムアップで吸い上げ課題を整理し、取り組み体制を強化している。

社会貢献としては、古賀市との連携協議会の中で地域のニーズを行政関係者と共有し、その実態を踏まえて小学生から高齢者、妊婦やその家族といった幅広い年代層の市民を対象にしたさまざまな健康増進活動を実施している。このほかにも公開講座の開催や、学生とともに被災地支援活動やNPO団体との連携、高齢者の外出促進事業や重症心身障碍児の支援のためのパンフレット作成、海外看護・英語研修の実施やNPO法人が主催する海外看護学生の日本研修の受け入れなどの国際交流等、地方自治体、地域社会、そして学生のニーズ等を把握し、積極的に社会貢献に取り組んでいる。特に、ボランティア関連クラブの学生及び校友会（学

生自治組織)による地域の防犯対策活動や被災地支援活動は、大学の理念及び社会連携・社会貢献に関する方針に基づくものであり、地域社会のニーズを反映した取り組みであるとともに学生への教育効果もあがっていることから評価できる。なお、学生のボランティア活動については、学生のリスクの可能性について保護者に説明を行い安全に配慮して実施している。

- ③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献活動に関する点検・評価は、「社会連携推進センター」及び「社会貢献推進委員会」のもとで行っている。これにより、社会貢献活動の幅が広がり、参加学生・教員の数も増え、競争的資金獲得に結び付くといった実績把握を行っている。しかし、活動の幅が教育研究・社会活動・国際等と多岐にわたるため、これらの活動実態を客観的に評価する仕組み及び成果を社会へ発信する仕組みが未整備である。なお、古賀市による外部評価を実施しているため、この結果をもとに適切に改善、向上に努めていくことを期待する。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

2015(平成27)年に運営方針を「ブランド化と健全な財政運営」と定め、2017(平成29)年の理事会で第1期中期目標、中期計画6ヵ年(2016(平成28)～2021(令和3)年度)を策定した。さらに、この中期目標の推進、実現のために管理運営方針を2018(平成30)年度に策定している。

管理運営方針は、「学長は、大学の教育理念・教育目標を推進するため中長期計画を策定し、学内構成員及び学外に公開し周知する」など5つの具体的な方針を明示しており、「大学の運営方針」の1つとして学内でも共有している。中期目標、中期計画第1ステージ(2016(平成28)年度～2018(平成30)年度)については、達成度の自己評価を行い、2019(令和元)年の理事会、評議員会へその結果を報告している。第2ステージ(2019(令和元)年度～2021(令和3)年度)については、学校基本法等の改正を受けて現在、見直しの作業を行っている。

学長は、中期目標達成のためのロードマップを作成して学長室に掲示し、これらの学内での共有に努めている。また、中期目標の進捗状況を毎年、事業報告書、事業計画に記載している。中期目標の内容や事業計画の進捗状況は「福岡女学院看護大学とは」としてまとめ、大学の玄関、ホームページ、配布資料などで公開してい

る。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関わる組織は管理運営方針に沿って整備しており、管理運営体制を適切に構築していると認められる。大学運営の最高決定機関として、「福岡女学院看護大学運営会議規程」に基づき、「運営会議」を設置し、適切な大学運営を行っている。

学長の選考及び任期は、「看護大学学長選任規程」に定めている。学長候補者の推薦は、学校長候補者推薦要領に基づき行い、理事長は、推薦された候補者について「福岡女学院看護大学学長選任規程」に定める資格を審査したのち、所信表明書とともに理事会に上申し、理事会が候補者について審議のうえ、決定している。

学長の職務は、看護大学の最高責任者として「福岡女学院規則」に規定している。副学長、学部長、部局長、事務部長の役職者の選任と職務権限についても、福岡女学院規則に規定しており、学部長の選考及び任期については、「福岡女学院看護大学学部長選任規程」に定めている。

学長が管理運営に関する重要な事項については、「運営会議」を開催し、同会議の意見を聞いた上で決定を行っている。また、教授会は、「福岡女学院看護大学教授会規程」に基づき、毎月1回開催、教育に関する重要な事項を審議している。

大学運営に関する意思決定は、学長が毎年作成する事業計画、報告書を、運営会議に諮り、理事会の承認を得て適切に行っている。また、学院全体の教学に関しては院長を責任者とした学院常議会を設置しており、学長は同会の構成員となっている。院長は学校全体を統轄して、理事会が決定した事項を適切に執行している。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成に関しては、2019（令和元）年度に新たに財務委員会を設置して、収支バランスを意識した予算編成方針を策定し、その方針を理事会が決定している。

学長は毎年事業計画を策定し、これに基づき毎年度の予算書、予算原案を作成している。予算原案は理事会で審議、決定している。

予算執行については、学校法人会計基準に基づいて全て法人本部が統括し、執行管理の明確性と透明性を確保している。予算執行に伴う効果の分析・検証は、運営会議や財務委員会が中心となって、適切に実施している。2019（令和元）年度からは新たに設置した「学院IR推進室」と「IR推進委員会」が効果分析を行うことを計画しており、今後の成果が期待される。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、「福岡女学院規則」に基づき、看護大学事務部を設置し、総務課、学務課を編制している。業務内容については、事務分掌規程に規定している。

職員の採用、昇任等の人事については、「教職員採用に関する内規」「事務職員及び技術職員の任用基準」で定めており、それぞれの職位から上位の職位への昇任は、昇任基準、試験を設定して適切に運用している。

大学運営における教職協働については、全ての委員会に事務職員を配置して、事務職員の専門的な知識、視点を議案の審議・検討に生かしている。

職員の業務評価や処遇改善に関し、新たな人事諸制度を導入するため、事務局長の諮問機関として「事務局人事諸制度検討委員会」を設置して検討している。

- ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

2018（平成30）年度に「福岡女学院事務職員研修規程」及び「福岡女学院事務職員研修細則」を制定して、職員の業務遂行に必要な能力、資質等の向上を図る「労働法改正に伴うセミナー」「科研費セミナー」等のSDに関する研修を適切に実施している。全教職員を対象としたSD研修の参加率を高め、さらなる教学に関する知識向上へとつなげることが期待される。

- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

監査については、寄附行為に基づき、監事が法人全体の業務及び財産の状況について監査し、監査報告書を作成している。

大学運営に関する自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」を中心に、大学の管理運営方針に沿って各担当委員会が策定した「ビジョン・ミッション・目標」に基づいて自己点検・評価を行うことにしているが、2019（令和元）年にこれに関わる「IR推進委員会」を設置したところであり、意思決定プロセスや事務組織のあり方を含めた大学運営の適切性について定期的な点検・評価は行われていない。

「運営会議」のもと、「自己点検・評価委員会」と新たに設置した「IR推進委員会」が連携する体制を整備していることを踏まえ、この内部質保証システムを機能させ、定期的な点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取組むことが期待される。

10 大学運営・財務

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2016（平成 28）年度に、2016（平成 28）年度から 2021（令和 3）年度までの「第 1 期中期目標、中期計画」を策定し、前半 3 年間の第 1 ステージと、後半 3 年間の第 2 ステージに分けて中期計画に沿った事業を進めている。

現在進行している第 2 ステージの中期計画において、財務に関する施策として「経営の充実と強化に関する目標」を掲げ、このなかで「自己収入の増加に関する目標」「外部資金、寄付金の確保に関する目標」「経費の抑制等に関する目標」として具体的な取組みを明示するほか、併せて中期計画終了年度までの資金収支、事業活動収支の見通しを策定しており、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「保健系学部を設置する大学」の平均と比べ、大学部門の人件費比率は直近 2 年間で高くなっているものの、教育研究経費比率が高く推移し、また「要積立額に対する金融資産の充足率」は高い水準を保っており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金の獲得については、私立大学等改革支援事業補助金等の獲得に向けた積極的な申請や、「研究推進委員会」「研究推進室」を中心に申請に向けた研修会や説明会、情報共有などを行い、獲得額が増加している。また、企業との共同研究や大型の競争資金獲得のための準備も進めている。寄付金についても、「特別事業（10 周年記念事業）募金」（2018（平成 30）年度）、グリーンキャンパス構想の寄付金募集を行うなど積極的に外部資金を獲得する努力を続けており、一定の成果を上げている。

以 上

福岡女学院看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	学校法人福岡女学院寄附行為		1-1
	CAMPUS LIFE SYLLABUS		1-2
	福岡女学院看護大学学則		1-3
	福岡女学院看護大学事業計画 2016～2020年度		1-4
	福岡女学院120年史		1-5
	福岡女学院125年史		1-6
	福岡女学院看護大学 自己点検・評価報告書（2011年度）		1-7
	福岡女学院看護大学公式ホームページ学長挨拶	○	1-8
	福岡女学院看護大学とは		1-9
	福岡女学院看護大学(College Guide 2015, 2016, 入学案内2017, 2018, 2019)		1-10
	2019年度 福岡女学院看護大学 新入生アンケート結果		1-11
	福岡女学院看護大学公式ホームページチャペル礼拝	○	1-12
	2018年3月4年生チャペルアンケート		1-13
	学校法人 福岡女学院「時報」MISSION		1-14
	福岡女学院同窓会会報「ぶどう」		1-15
	福岡女学院看護大学 シミュレーション教育センターAI Sim		1-16
	女学院の特性を活かした看護大学のブランド力アップ(将来構想)		1-17
	福岡女学院看護大学公式ホームページ学習環境のさらなる充実	○	1-18
	2017年度 福岡女学院看護大学後援会総会議事録<抜粋>		1-19
	進路状況 2014～2018年度		1-20
	研究倫理委員会議事要約<抜粋>		1-21
	シミュレーション教育センター研修・利用状況		1-22
	看護基礎教育におけるシミュレーション教育の導入		1-23
	福岡女学院看護大学が開発した「第四の看護教材」 ミッションタウンへようこそ		1-24
	2018年4月開設 多言語医療支援コース		1-25
	2020大学ランキング(科研費)		1-26
	福岡女学院中高 学校案内(看護・医療コース)		1-27
	運営会議資料「福岡女学院看護大学大学院設置構想について」		1-28
2 内部質保証	大学の運営方針		2-1
	福岡女学院看護大学 内部質保証イメージ		2-2
	福岡女学院看護大学 自己点検・評価委員会規程		2-3
	福岡女学院看護大学 IR推進委員会規程		2-4
	古賀市と福岡女学院看護大学との包括的連携に関する協定書(案)		2-5
	福岡女学院看護大学臨地実習施設連携協議会規程		2-6
	福岡女学院看護大学 卒業生の採用に関するアンケート集計結果		2-7
	福岡女学院看護大学学生・看護シミュレーション教育評価委員会規程		2-8
	福岡女学院看護大学運営会議規程		2-9
	卒業時における学習成果(個人票)		2-10
	福岡女学院看護大学履修規程		2-11
	2019年度前期 科目別成績評価平均値		2-12
	2020年度 シラバス作成要領		2-13
	学生による授業評価のまとめ		2-14
	ビジョン・ミッション・目標		2-15
	4年間の教育課程に関する卒業時アンケート集計結果		2-16
	看護実践能力を支える看護技術学習ノート		2-17
	福岡女学院看護大学臨地実習施設連携協議会議事要約		2-18
	学生・看護シミュレーション教育評価委員会 議事録		2-19
	平成31年度古賀市・福岡女学院看護大学連携協議会議事録		2-20
	福岡女学院看護大学教員業績評価に関する内規		2-21
	福岡女学院看護大学公式ホームページ 就職・進学状況	○	2-22
	福岡女学院看護大学研究推進委員会規程		2-23
	科研費獲得率		2-24
	福岡女学院看護大学公式ホームページ入試情報	○	2-25

	<p>福岡女学院看護大学社会連携推進センター規程 平成30年度大学ネットワークふくおか 学生地域活動対象 優秀賞 粕屋警察署 感謝状 福岡女学院看護大学公式ホームページ 新着情報 学友会によるアンケート調査 学長・学部長・学生部と学友会懇談会開催時におけるの要望事項一覧(2018年度後期～2019年度前期) 福岡女学院看護大学公式ホームページ ミッションタウンへようこそ</p>	○	<p>2-26 2-27 2-28 2-29 2-30 2-31 2-32</p>
3 教育研究組織	<p>福岡女学院キリスト教センター規程 古賀市と福岡女学院看護大学の官学連携に関する協定書 福岡女学院看護大学シミュレーション教育センター規程、福岡女学院看護大学シミュレーション教育センター運営委員会規程、福岡女学院看護大学シミュレーション教育センター利用規程 2018年度、2019年度オープンキャンパスアンケート集計結果 Yahooニュース2019年3月22日「看護師国家試験2019の学校別合格率、100%は48大学」 プレジデントFamily大学選び大百科2017完全保存版「就職率の高い女子大編」 シミュレーション教育センター見学者一覧 FD委員会議事要約、授業参観記録用紙</p>		<p>3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8</p>
4 教育課程・学習成果	<p>福岡女学院看護大学公式ホームページ「シラバス」 旧カリキュラムの概要 福岡女学院看護大学 履修規程運用細則 カリキュラムの構造図(履修系統図) カリキュラムツリー シミュレーション教育実施状況 2019年度 福岡女学院看護大学 英語・看護海外研修 卒業判定までの流れ 2019年度(前期)授業担当教員による自己評価報告【集計結果】 年度別授業評価計画 ミッションタウン教材の特徴 卒業時における個人別学習成果確認票 2020年度多言語医療支援コース履修要項 看護英語試験 2019年度「看護技術実践能力を支える看護技術学習ノート」集計結果 2019年度授業評価アンケート 学習目標達成度と学習時間の分析について 2019年度卒業時アンケート結果</p>	○	<p>4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17</p>
5 学生の受け入れ	<p>福岡女学院看護大学公式ホームページ 3つのポリシー 2015・2020年度 入学試験要項 2014～2019年度 入学試験問題 福岡女学院看護大学入試広報委員会規程 進研アドの入試情報によるデータ 合理的配慮の申請書 福岡女学院高校と福岡女学院看護大学との高大連携に関する打合せ記録(抜粋)</p>	○	<p>5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-7 5-8</p>
6 教員・教員組織	<p>福岡女学院看護大学教員選考基準 福岡女学院看護大学教員の採用に関する規程 福岡女学院看護大学教員選考基準実施要領 福岡女学院看護大学教員の昇任に関する規程 福岡女学院看護大学FD委員会規程</p>		<p>6-1 6-2 6-3 6-4 6-5</p>
7 学生支援	<p>学生の支援体制とその役割(学生部議事録) 福岡女学院看護大学公式ホームページ オフィスアワー一覧 学友会防犯活動について スタディツアー2014～2017 福岡女学院看護大学ボランティア活動参加 誓約書 障害学生数および支援内容(学生支援機構調査) GPA 2.0、1.5以下の成績不振者 学生情報データベース 2014年度学生生活実態調査</p>	○	<p>7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9</p>

	<p>学内奨学金規程（福岡女学院看護大学奨学金規程、福岡女学院看護大学修学支援奨学金規程、福岡女学院看護大学家計急変支援奨学金規程、福岡女学院奨学規程）</p> <p>福岡女学院看護大学学費納入運用規程</p> <p>ハラスメント防止のための諸規程</p> <p>こころの相談メール（キャンパスライフ）</p> <p>感染症に関するセルフケアファイル</p> <p>学生の被害状況に関するデータ</p> <p>女性の犯罪被害防止のためのアンケート調査</p> <p>進路ガイドブック</p>		<p>7-10</p> <p>7-11</p> <p>7-12</p> <p>7-13</p> <p>7-14</p> <p>7-15</p> <p>7-16</p> <p>7-17</p>
8 教育研究等環境	<p>福岡女学院看護大学校舎面積一覧</p> <p>福岡女学院看護大学メディア情報図書センター規程</p> <p>福岡女学院看護大学メディア情報図書センター委員会規程</p> <p>福岡女学院看護大学図書館規程</p> <p>福岡女学院看護大学大学図書館資料収集方針</p> <p>福岡女学院看護大学研究推進委員会規程</p> <p>福岡女学院看護大学研究推進室規程</p> <p>福岡女学院看護大学研究費使用内規</p> <p>学院活性化推進助成金規程</p> <p>科学研究費補助金申請等スケジュール</p> <p>福岡女学院看護大学教材費に関する申し合わせ事項</p> <p>福岡女学院看護大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程</p> <p>福岡女学院看護大学研究倫理委員会規程</p> <p>福岡女学院看護大学研究倫理委員会運営要領</p> <p>福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程</p> <p>研究倫理審査体制</p> <p>2019年度第6回運営会議議事要約及び別紙10</p>		<p>8-1</p> <p>8-2</p> <p>8-3</p> <p>8-4</p> <p>8-5</p> <p>8-6</p> <p>8-7</p> <p>8-8</p> <p>8-9</p> <p>8-10</p> <p>8-11</p> <p>8-12</p> <p>8-13</p> <p>8-14</p> <p>8-15</p> <p>8-16</p> <p>8-17</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>古賀市と福岡女学院看護大学の官学連携に関する協定書(2009年)</p> <p>平成31年度古賀市・福岡女学院看護大学連携協議会議事録</p> <p>福岡女学院看護大学社会貢献推進委員会規程</p> <p>古賀市議会と福岡女学院看護大学とのパートナーシップ協定書</p> <p>古賀市・福岡女学院看護大学連携協議会及び事務部会設置規程</p> <p>古賀市・福岡女学院看護大学連携協議会実施規程(案)</p> <p>学外関連機関との連携した活動実績</p> <p>古賀市、古賀市教育委員会、小野小学校との連携事業概要</p> <p>公開講座のテーマ</p> <p>ヘルスステーション健康測定会開催のためのマニュアル本</p> <p>おでかけマップ</p> <p>重症心身障害児のためのみんなの未来 きらきら ガイドBookーライフステージと制度編ー</p>		<p>9-1</p> <p>9-2</p> <p>9-3</p> <p>9-4</p> <p>9-5</p> <p>9-6</p> <p>9-7</p> <p>9-8</p> <p>9-9</p> <p>9-10</p> <p>9-11</p> <p>9-12</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>学校法人福岡女学院 第1期中期目標中期計画</p> <p>福岡女学院看護大学 事業計画(2014~2017年度)</p> <p>福岡女学院看護大学 事業報告書(2014~2017年度)</p> <p>福岡女学院看護大学公式ホームページ「看護大学とは」</p> <p>福岡女学院看護大学学長選任規程</p> <p>学校長候補者推薦要領</p> <p>福岡女学院規則</p> <p>福岡女学院看護大学学部長選任に関する規程</p> <p>福岡女学院教授会規程</p> <p>福岡女学院理事会名簿</p> <p>学院組織図</p> <p>学生の保健管理に関する申し合わせ事項</p> <p>非常時対応ポケットマニュアル</p> <p>福岡女学院看護大学財務委員会規程</p> <p>福岡女学院IR推進室規程</p> <p>学校法人福岡女学院 事務分掌規程</p> <p>教職員採用に関する内規</p> <p>事務職員及び技術職員の任用基準</p> <p>事務局人事諸制度検討委員会の設置について</p> <p>福岡女学院事務職員研修規程</p> <p>福岡女学院事務職員研修細則</p> <p>監事による監査報告書</p>	○	<p>10-1-1</p> <p>10-1-2</p> <p>10-1-3</p> <p>10-1-4</p> <p>10-1-5</p> <p>10-1-6</p> <p>10-1-7</p> <p>10-1-8</p> <p>10-1-9</p> <p>10-1-10</p> <p>10-1-11</p> <p>10-1-12</p> <p>10-1-13</p> <p>10-1-14</p> <p>10-1-15</p> <p>10-1-16</p> <p>10-1-17</p> <p>10-1-18</p> <p>10-1-19</p> <p>10-1-20</p> <p>10-1-21</p> <p>10-1-22</p>

	公認会計士による監査報告書		10-1-23
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	福岡女学院 財政計画(予算、収入計画及び資金計画) 財務計算書類(6カ年分) 財産目録 5カ年連続財務計算書類(様式7) 私立大学研究設備等整備費交付決定通知書		10-2-1 10-2-2 10-2-3 10-2-4 10-2-5
その他	学生の履修登録状況(過去3年間) 【福岡女学院看護大学】第2ステージ中期計画 FD研修会出席率に関する一覧表(2014年～2019年)及び点検・評価報告書に関する追加資料 SD参加率(2017年～2019年)及び研修年報		

福岡女学院看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	CAMPUS LIFE SYLLABUS 2019 第一項 CAMPUS LIFE SYLLABUS 2019 第二項 福岡女学院看護大学2019年度事業報告書 2017年6月22日運営会議資料 第二次中期計画（案）		資料1-1 資料1-2 資料1-3 資料1-4 資料1-5
2 内部質保証	2018年度第11回運営会議議事次第 運営会議決定後、全教職員に配布した根拠資料 2019年度 第7回自己点検・評価委員会 議事録 該当事項抜粋 2019年度第11回教授会アジェンダ 2019年度第11回運営会議議事次第 2017年度 第6回 新カリキュラム検討プロジェクト会議 議事資料 2020年度第6回運営会議資料 2019年度第10回教授会アジェンダ 福岡女学院看護大学運営会議規程 福岡女学院看護大学教授会規程 福岡女学院看護大学IR推進委員会規程 2017年度第4回運営会議議事次第 改善報告書（上記会議資料） 大学評価結果に対する改善プロセス概要 2018年度第2回運営会議議事次第 2019年度第3回運営会議議事次第 2019年度第6回運営会議議事次第 2019年度第7回運営会議議事次第		資料2-1 資料2-2 資料2-3 資料2-4 資料2-5 資料2-6 資料2-7 資料2-8 資料2-9 資料2-10 資料2-11 資料2-12 資料2-13 資料2-14 資料2-15 資料2-16 資料2-17 資料2-18
3 教育研究組織	「2017年10月時点での取り組みの記録」 「学長日誌」 IR推進委員会（2020年6月5日開催）資料		資料3-1 資料3-2 資料3-3
4 教育課程・学習成果	2019年度キャンパスライフ シラバス 福岡女学院看護大学ホームページ「教員紹介」 新カリキュラム検討プロジェクト会議構成員 2018年度カリキュラム 福岡女学院看護大学3つのポリシー（案） 『統計学的思考をもった看護職を育成するための新たなICT教材inミッションタウン』 2018年度（後期）授業担当教員による自己評価報告【集計結果】 2019年度（後期）授業担当教員による自己評価報告【集計結果】 2019年度第1回教授会アジェンダ 2020年度シラバスの第三者チェックについて（依頼） 2020年度シラバス第三者チェックフィードバックについて（お願い） 2015年度国家試験分析結果：学長日誌より		資料4-1 資料4-2 資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8 資料4-9 資料4-10 資料4-11
5 学生の受け入れ	入学時面接試験の評価指標 福岡女学院看護大学入試広報委員会規程 2021年度CAMPUS GUIDE 2019年度検証結果 2019年度第15回運営会議議事次第		資料5-1 資料5-2 資料5-3 資料5-4 資料5-5
6 教員・教員組織	研究者が所属する研究機関別 採択件数・配分一覧（平成30年度）		資料6-1
7 学生支援	障がい学生支援に関するガイドライン（学内ホームページ） 学友会会長、書記 報告 福岡女学院看護大学学生・看護シミュレーション教育評価委員会規程 ミッションタウンまちづくり協議会の案内 2019年度キャンパスライフ・シラバス「ハラスメント防止のためのガイドライン」 福岡女学院看護大学学生部委員会規程 学生部委員会 進路支援年間スケジュール 2018年度第11回保健担当者会議議事録（抜粋） 2018年度第15回運営会議議事要約《抜粋》 2019年度奨学金制度（キャンパスライフ） 各種奨学金の学生への情報提供について 福岡女学院看護大学修学支援奨学金申し込みについて		資料7-1 資料7-2 資料7-3 資料7-4 資料7-5 資料7-6 資料7-7 資料7-8 資料7-9 資料7-10 資料7-11 資料7-12
8 教育研究等環境	2019年度 安全衛生管理年間計画 2019年度 衛生委員会 産業医巡視スケジュール 2019年度衛生委員会 産業医巡視 結果・対策 報告 2016年度第2～5回学生部委員会議事録《抜粋》 2016年度第7回学生部委員会議事録《抜粋》 2019年度福岡女学院看護大学新任教職員オリエンテーションスケジュール 福岡女学院情報セキュリティ実施手順 福岡女学院情報セキュリティ規程		資料8-1 資料8-2 資料8-3 資料8-4 資料8-5 資料8-6 資料8-7 資料8-8

	<p>「点検・報告書」を踏まえた課題の抽出と改善策を検討する委員会等について（抜粋）</p> <p>2020年度学院活性化推進助成金【募集要項】</p> <p>研究活動上の不正行為防止に関する研究倫理教育について：CITI案内文書</p> <p>2017年度 看護大学教授会（第3回）議事要約《抜粋》</p> <p>研究活動上の不正行為防止に関する研究倫理教育について：eL CoRE案内文書</p> <p>福岡女学院看護大学研究倫理規準</p> <p>研究倫理審査申請のためのチェック・リスト</p> <p>研究倫理審査の流れ</p> <p>研究倫理審査承認後の流れ</p> <p>2014年度第10回教務部委員会議事録《抜粋》</p> <p>2015年度第6回教務部委員会議事要約《抜粋》</p> <p>2018年度第4回教務部委員会議事要約《抜粋》</p> <p>2017年度第13回教務部委員会議事要約《抜粋》</p> <p>2018年度第9回教務部委員会議事要約《抜粋》</p> <p>2015年度第1回学生部委員会議事録《抜粋》</p> <p>2018年度第4回学生部委員会議事録《抜粋》</p> <p>2017年度第1回学生部委員会議事録《抜粋》</p> <p>2019年度第5回学生部委員会議事録《抜粋》</p> <p>2017年度第11回運営委員会議事要約《抜粋》</p>		<p>資料8-9</p> <p>資料8-10</p> <p>資料8-11</p> <p>資料8-12</p> <p>資料8-13</p> <p>資料8-14</p> <p>資料8-15</p> <p>資料8-16</p> <p>資料8-17</p> <p>資料8-18</p> <p>資料8-19</p> <p>資料8-20</p> <p>資料8-21</p> <p>資料8-22</p> <p>資料8-23</p> <p>資料8-24</p> <p>資料8-25</p> <p>資料8-26</p> <p>資料8-27</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>被災地支援活動報告書</p> <p>目次「2017年度活動報告書」</p> <p>3次隊の参加動機と感想（2017年度活動報告書より 抜粋）</p> <p>2018年度チャペル報告会のテーマ</p>		<p>資料9-1</p> <p>資料9-2</p> <p>資料9-3</p> <p>資料9-4</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>各種委員会規程（抜粋、事務部長）</p> <p>各種委員会規程（抜粋、事務部長以外）</p> <p>2019年度第6回教授会アジェンダ</p> <p>研修一覧表</p> <p>2019年度監査報告書</p> <p>福岡女学院寄附行為 2019年11月29日改正</p> <p>福岡女学院監事監査規程 2020年3月27日改正</p>		<p>資料10-1-1</p> <p>資料10-1-2</p> <p>資料10-1-3</p> <p>資料10-1-4</p> <p>資料10-1-5</p> <p>資料10-1-6</p> <p>資料10-1-7</p>
その他	<p>2-19 2019年度第8回教授会 4) 学生による授業評価結果報告（講義・実習）</p> <p>2-20 2019年度第8回運営委員会議事次第・議事要約</p> <p>2-21 2019年度教務部委員会のビジョン・ミッション・目標</p> <p>2-22 基準2 質問⑦ 大学の理念に基づくチェックリスト</p> <p>2-23 活動状況と今後の方向性</p> <p>2-24 2019年度第15回教授会アジェンダ</p> <p>2-25 福岡女学院看護大学における内部質保証への取組状況について（報告）</p> <p>2-26 内部質保証イメージ図</p> <p>8-28 2014年度第7回大学将来計画検討委員会議事録</p> <p>8-29 基準8 各種委員会に年間計画があり、その達成度を確認するチェックシート</p> <p>9-5 2017-2019年度シミュレーション教育センター運営委員会活動のまとめ</p> <p>9-6 2019年度 シミュレーション教育センター運営委員会のビジョン・ミッション・目標</p>		/